

令和8年度第2回薬事審議会化学物質安全対策部会化学物質調査会
化学物質審議会第257回審査部会
第264回中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会

【第一部】

1. 日 時：令和8年5月25日（月） 13：30～13：50
2. 開催方法：厚生労働省内会議室及びオンライン（ハイブリッド）
3. 出席：（五十音順、敬称略）

薬事審議会化学物質安全対策部会化学物質調査会委員

小野 敦	齋藤 文代	正田 卓司
杉山 圭一	豊田 武士	平林 容子（座長）
広瀬 明彦	北條 仁	増村 健一
三澤 隆史		

化学物質審議会審査部会委員

宇野 誠一	大浦 健	蒲生 昌志（部会長）
木村 信忠	栗栖 太	河野 久美子
高橋 かより		

中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会委員

石塚 真由美	梶原 夏子	川嶋 貴治
菅野 純	小池 英子	小山 次朗
白石 寛明（委員長）	鈴木 規之	山本 裕史
渡部 春奈		

事務局

厚生労働省	林化学物質安全対策室長 他
経済産業省	内野化学物質安全室長 他
環境省	近藤化学物質審査室長 他

4. 議題

1. 第一種特定化学物質である長鎖ペルフルオロアルカン酸関連物質として厚生労働省令、経済産業省令、環境省令において規定する化学物質について
2. その他

○厚労省事務局 定刻になりましたので、ただいまから「令和8年度第2回薬事審議会化学物質安全対策部会化学物質調査会、化学物質審議会第257回審査部会、第264回中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会【第一部】」を開催いたします。本日は、いずれの審議会も開催に必要な定足数を満たしており、それぞれの審議会は成立していることを御報告いたします。なお、会議の様子をYouTubeにてオンライン配信しておりますので、御了承をお願いいたします。

次に、本合同審議会を開始する前に、厚生労働省事務局より所属委員の薬事審議会規程第11条への適合状況の確認結果について報告させていただきます。薬事審議会規程第11条においては、「委員、臨時委員又は専門委員は、在任中、薬事に関する企業の役員、職員又は当該企業から定期的に報酬を得る顧問等に就任した場合には、辞任しなければならない」と規定しております。今回、全ての委員の皆様より、薬事審議会規程第11条に適合している旨を御申告いただいておりますので、報告させていただきます。委員の皆様には会議開催の都度、書面を御提出いただいておりますが、引き続き御理解、御協力を賜りますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、第一部を始めるに当たり、配布資料について確認を行いたいと思います。資料名の読上げは割愛させていただきますが、議事次第に沿って資料を確認いたします。資料は、議題1関連として、資料1～3、参考資料1～2、最後に委員名簿です。過不足等がありましたら、事務局までお申し付けください。

今回、3省合同の対面及びオンラインのハイブリッド開催としており、スムーズな審議を行うため、議事に先立ち、審議の進行方法等について事務局より御説明させていただきます。まず、対面にて御参加いただいている委員の皆様におかれましては、御発言を希望される場合、お手元のネームプレートを立てていただきますようお願いいたします。順に、座長から御指名いただきます。座長から指名されましては、お近くのマイクをお取りいただき、スイッチをオンにし、御自身が所属する審議会の省名とお名前と併せて御発言ください。御発言が終わりましたら、マイクをオフをお願いいたします。

続いて、オンラインにて御参加いただいている委員の皆様におかれましては、御発言時以外はマイクをミュートにさせていただきますようお願いいたします。御意見、御質問を頂く際は、Webexのチャット機能を活用し、御自身のお名前、所属する審議会の省名を御入力ください。座長から順に発言者を御指名いただきます。なお、チャットが使用できない委員におかれましては、発言前にマイクをオンにし、所属する審議会の省名及びお名前をお知らせください。御発言のタイミングが重なるような場合は、座長から順に発言者を御指名いただきます。会議中、マイクの調子が悪かった場合などは、チャットに御発言内容を御記入いただくようお願いする場合があります。なお、チャット機能を御利用された場合、入力内容は会議参加者のみに共有され、YouTube Live上には公開されません。システムの動作不良などがありましたら、会議の途中でも結構ですので、事前にお伝えしている事務局の電話番号まで御連絡ください。また、もし事務局のサーバーがダウンするなど

のトラブルが発生した場合は、事務局から一斉にメールで御連絡いたしますので、御確認をお願いします。

それでは、これより議事に入ります。平林座長、どうぞよろしくお願ひいたします。

○平林座長 平林です。どうぞよろしくお願ひいたします。これより議事に移らせていただきます。はじめに、本日の会議の第一部の公開の是非についてお諮りいたします。各審議会の公開については、それぞれ規定のあるところですが、「公開することにより公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある場合又は特定な者に不当な益、若しくは不利益をもたらすおそれがある場合」等、非公開とするべき場合には該当しないと考えますので、原則、公開としたいと思ひます。ただし、営業秘密等に該当する場合は秘匿することを認めることとしたいと思ひます。よろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは、本日の会議の第一部は公開といたします。議事録については後日、ホームページ等で公開されますので、あらかじめ御承知お願ひします。

それでは、議題1「第一種特定化学物質である長鎖ペルフルオロアルカン酸関連物質として厚生労働省令、経済産業省令、環境省令において規定する化学物質について」に関する審議を行います。資料1と3について、事務局より説明をお願いします。

○厚労省事務局 それでは、資料の御説明をさせていただきます。資料1を御覧ください。まず、「1. これまでの経緯」ですが、(1)長鎖ペルフルオロカルボン酸(LC-PFCA)関連物質については、令和7年4月から5月にかけて開催されたPOPs条約第12回締約国会議において、同条約の附属書Aに追加することが決定されました。

(2)この決定を踏まえて、POPRCで作成された各国の理解を深めるための例示的リストを参照し、化審法において、令和7年6月20日の三省合同審議会にて御審議いただき、第一種特定化学物質に指定することが妥当であるとの結論が得られました。

(3)この結論を受けて、令和8年5月22日、「長鎖ペルフルオロアルカン酸関連物質」を第一種特定化学物質に指定するとともに、個別具体的な物質については、三省省令で定めるとする政令が公布されました。

次に「2. 三省省令において規定する具体的な物質について(案)」です。(1)のとおり、具体的な物質に関する例示的リストについては、令和6年9月に開催されたPOPRCの第20回会合で示されています。なお、令和7年9月から10月に開催された第21回会合以降、POPRC事務局から改訂案が示されています。

また、(2)のとおり、三省省令において規定する具体的な物質については、令和7年6月20日に開催された三省合同審議会において、POPRC第20回会合で示された「例示的リスト」に記載されている物質のうち、黒丸でお示しした要件を満たす物質を指定することとされました。

このため、(3)のとおり、POPRC事務局から示された「例示的リスト」に記載されている物質のうち、先述の要件を満たす物質は、3ページ以降の別表のとおりであり、これらの物質を三省省令において規定することとしたいと考えております。別表については、説

明を割愛させていただきます。

続きまして、資料3を御覧ください。こちらで三省省令に係る今後のスケジュールについて説明させていただきます。本件については、本日の審議等を踏まえ、パブリックコメントを経て、令和8年11月22日に施行の見込みとしております。

事務局からの説明は以上となります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○平林座長 ありがとうございます。それでは、ただいまの事務局の説明について、御質問、御意見等がございましたら、Webexのチャット機能を活用し、御自身のお名前、所属する審議会の担当省名、委員のお名前、御質問等がある旨を御入力ください。ございませんか。では、鈴木委員、お願いします。

○鈴木委員 これで方針はよいかと思いましたが、念のためというか、自分で見れば分かることですが、例示的リストは例示的リストにすぎませんが、例示的リストから実際に除外した物質というのは幾つぐらいあって、例えばどのようなものなのかを御教示いただければ有り難いと思いました。以上です。

○平林座長 ありがとうございます。事務局、いかがですか。

○経産省事務局 経済産業省事務局でございます。御質問ありがとうございます。まず、令和6年のPOPRC第20回の会合で示された例示的リストに掲載されている物質は203物質です。このうち、今、御指摘、御質問にありましたとおりですけれども、指定しなかった物質というのは、CASベースですと、46物質あります。

内訳としては、既に指定済みの長鎖ペルフルオロアルカン酸とその塩に包含されるもの、それから、PFOA関連物質として省令でも指定済みのもの、それから、例示的リスト内では、名称が重複している物質については除外するなどし、これらの総計として46物質が上がっているということをお理解いただければと思います。

○鈴木委員 分かりました。ある意味、機械的というか、作業に基づいてそれぞれ除外したという判断なのですね。

○経産省事務局 おっしゃるとおりでございます。

○平林座長 ありがとうございます。ほかに、Webの先生方もよろしいですか。そうしましたら、以上で、本件についての質疑を終わりたいと思います。事務局より、本件の取扱いについて説明をお願いします。

○厚労省事務局 本議題については、3省の関係審議会で合同の開催、審議とさせていただきましたが、審議結果を踏まえた今後の手続き、対応は審議会により異なります。各省の事務局から順次、御説明いたします。

まず、厚生労働省より、薬事審議会の手続き等について御説明させていただきます。本日の調査会で御審議いただいた内容については、化学物質安全対策部会において御審議いただく予定にしております。

○平林座長 ただいま説明のありました内容で、化学物質安全対策部会へ調査会から報告してよろしいですか。ありがとうございます。

○経産省事務局 続きまして、経済産業省より化学物質審議会の手続等について御説明いたします。今般、御審議いただきました化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第1条第1項第42号に規定する化学物質に関しては、経済産業大臣から化学物質審議会へ諮問されており、化学物質審議会の運営規程において、諮問に係る事案を本審査部に付託することができることになっております。

また、その内容が技術的専門事項であると認められるとき、本審査部会の決議は、化学物質審議会議長の同意を得て、化学物質審議会の議決、すなわち答申とすることができるものと定められております。今回は技術的専門事項に該当することから、本審査部会の決議案を御相談させていただきます。

それでは、化学物質審議会審査部会の委員の方は、資料2の2ページの決議案を御覧ください。第一種特定化学物質である長鎖ペルフルオロアルカン酸関連物質として厚生労働省令、経済産業省令、環境省令において規定する化学物質について(案)です。全てを読み上げることはしませんが、こちらの1.については、先ほどの資料1の1.「これまでの経緯」で説明させていただいたことを、こちらの「経緯」としてまとめております。

次に、2.「法に基づく措置について」ですが、こちら資料1の2.「三省省令において規定する具体的な物質について(案)」で説明、御審議いただきました指定の要件を満たしている物質について、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第1条第1項第42号に規定する物質を厚生労働省令、経済産業省令、環境省令において具体的に規定することが適当であるということ、その理由とともに記載しております。

続きまして、4ページを御覧ください。こちらが化学物質審議会審査部会の決議案になります。こちらについては、5ページ以降の別添に掲げる化学物質156物質を、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第1条第1項第42号に規定する長鎖ペルフルオロアルカン酸化学物質として厚生労働省令、経済産業省令、環境省令に規定すべきものとするものの決議案を記載しております。

それでは、この決議案について、蒲生部会長から審査部会に諮っていただきたく願います。

○蒲生部会長 ただいま説明のありました決議案をもって、化学物質審議会審査部会の決議としてよろしいでしょうか。ありがとうございました。

○環境省事務局 続きまして、中央環境審議会の手続等について御説明いたします。中央環境審議会では、化学物質審査小委員会での議決は環境保健部会長の同意を得て部会の議決となり、さらに、会長の同意を得て審議会の議決となるよう定められております。資料2の報告案を基に所定の手続を経た後、審議会の答申としたいと考えております。それでは、中央環境審議会の委員の方は、資料2の報告案を御覧ください。

15ページ、資料2の②です。残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約の附属書改正に係る化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づく追加措置についての第三次報告案となっております。1.の背景については、先ほどと同様となりますので割

愛させていただきます。

2. の法に基づく措置についてです。15 ページの下部に、次のページ以降に載っております別添に掲げる化学物質については、POPRC 事務局から示された例示的リストに収載されている物質であって、第一次答申にて決定した要件を満たしているとしています。これらの理由から、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第1条第1項第42号に規定する長鎖ペルフルオロアルカン酸関連物質として厚生労働省令、経済産業省令、環境省令において規定することが適当であるというようにまとめさせていただいております。

このような報告案を準備させていただいております。こちらの報告案について、白石委員長から化学物質審査小委員会に諮っていただきたくお願いします。よろしくお願いたします。

○白石委員長 それでは、ただいま説明のあった案について、本委員会の議決として了承してよろしいでしょうか。ありがとうございました。

○平林座長 ありがとうございました。それでは、本件の今後の取扱いについて、事務局から説明をお願いします。

○厚労省事務局 今後の予定を御説明いたします。先ほどの決議、報告等については、各審議会で定められた手続を経て答申となり、公表されます。

○平林座長 今後の取扱いについては、よろしいですか。では、以上で、議題1に係る審議事項は終了といたします。

次に、議題2「その他」として、事務局から何かございますか。

○厚労省事務局 特段ございません。御審議いただきまして、ありがとうございました。

合同審議会【第二部】の審議については、14時15分より開始したいと思っておりますので、引き続きよろしくお願い申し上げます。なお、【第二部】については、新規化学物質の審査等ですので、非公開とさせていただきます。YouTubeによる配信は以上となります。

【第二部】の委員の皆様におかれましては、開始時刻の14時15分までにお席にお戻りいただきますよう、お願いいたします。

○平林座長 では、以上をもちまして、合同審議会【第一部】を終了いたします。ありがとうございました。

—了—